

## 2-⑤ 議員の複数常任委員会への所属

検討趣旨	議員の複数常任委員会への所属を可能とするか。
これまでの経過及び現状	<p>常任委員会の数については、地方自治法により、地方自治体の種類及び人口数により制限されていたが、議会の活性化を図るため、平成13年に地方自治法が改正され、条例で常任委員会の数を決めることができることになった。しかし、議員が所属できる常任委員会の数は1委員会に限られたままであったため、議員数が少ない中小都市では、常任委員会を増やすことができないことがあった。このような状況を改善するため、平成18年に地方自治法が改正され、条例で定めれば議員が複数の常任委員会に所属することが可能となった。</p> <p>本市会においては、1議員は1常任委員会に所属することとしている。</p>
課題	<p><b>【メリット】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>複数の常任委員会に所属すれば、それらの所管事務全般について議論や調査を行うことになるので、広範囲な知識を有することができる。</li> <li>委員が自分の希望する常任委員会に所属しやすくなる。</li> <li>常任委員会の数を増やし、一の委員会が所管する局の割振りを変更した場合、所管事務調査の対象範囲が狭くなるため、的を絞ってより深い議論や調査を行うことができる。</li> <li>予・決算審査を常任委員会化した場合は、通年で予算の執行状況や決算の次年度への反映状況などについてチェックすることが可能となる。</li> </ul> <p><b>【デメリット】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>常任委員会の数を増やすと複数の常任委員会に所属することとすれば、所管事務調査が広範囲にわたるため、個々の委員の調査対象事項が大幅に増えることになる。</li> <li>複数の常任委員会に所属する委員が存在することにより、複数の常任委員会を同時開催できなくなる。定例会会期中は常任委員会の審議日程として2日間確保しているが、複数の常任委員会への所属を認めれば、5常任委員会それぞれ1日、計5日の審議日程を確保する必要が生じ、結果的に定例会の会期が長くなる。</li> <li>閉会中の常任委員会において、祝日の関係で本来の開会曜日がずれて開会される委員会がある場合、委員会の開会日を調整する必要性がある。</li> <li>予・決算委員会を常任委員会とした場合、現状の常任委員会との所管事務の区分けを明確にしがたい。</li> </ul>

## 参考

### 【他都市の状況】（別紙 常任委員会の設置状況 参照）

#### 1 政令指定都市の状況

政令指定都市（19都市）の中で、複数の常任委員会への所属を実施しているのはさいたま市のみ。ただし、さいたま市は、予算委員会を常任委員会に位置付けており、総合政策、文教、市民生活、保健福祉、まちづくりの各常任委員会と、予算委員会（常任委員会）の双方に所属することができるものとしている。（ただし、全議員が予算委員会に所属するわけではない。なお、決算委員会は特別委員会の位置付けである。）

#### 2 中・小都市の状況

① 三重県伊賀市、徳島県小松島市及び愛知県豊田市などにおいては、予算・決算を審査する委員会を常任委員会として位置付けている。議員は、総務や文教厚生等の常任委員会と予算・決算を審議する常任委員会の双方に所属している。

予算・決算の常任委員会は、議長を除く全議員（伊賀市の決算委員会は議長と監査委員を除く全議員）が構成委員である。

② 長野県飯田市においては、議会改革の一環で議員定数を削減する（27人→23人）こととなったため、1議員が2つの常任委員会に所属し、委員会定数を増やすことにより、常任委員会での審議の充実を図っている。

なお、予算、決算は常任委員会に付託して審議を行っている。

### 【根拠法令】

#### 地方自治法第109条第2項

議員は、少なくとも一の常任委員となるものとし、常任委員は、会期の始めに議会において選任し、条例に特別の定めがある場合を除くほか、議員の任期中在任する。

## 常任委員会の設置状況

都市名 (議員定数)	常任委員会
京都市 (69人)	①経済総務委員会 13人 ②くらし環境委員会 13人 ③教育福祉委員会 13人 ④まちづくり委員会 13人 ⑤交通水道消防委員会 17人
さいたま市 (60人)	①総合政策委員会 12人 ②文教委員会 12人 ③市民生活委員会 12人 ④保健福祉委員会 12人 ⑤まちづくり委員会 12人  ※議員は①～⑤の常任委員会のいずれか1の委員となる。 ⑥予算委員会 20人(予算、補正予算及び暫定予算に関する事項) ※決算委員会は特別委員会の位置付け
三重県伊賀市 (28人)	①総務常任委員会10人 ②教育民生常任委員会9人 ③産業建設常任委員会9人 ④予算常任委員会27人(委員は議長を除く全議員) ⑤決算常任委員会26人(委員は議長と監査委員を除く全議員)
徳島県小松島市 (17人)	①総務産建常任委員会 9人 ②文教厚生常任委員会 8人 ③予算決算常任委員会16人(委員は議長を除く全議員)
愛知県豊田市 (46人)	①企画総務委員会10人 ②生活社会委員会 9人 ③教育次世代委員会9人 ④環境福祉委員会 9人 ⑤産業建設委員会9人 ⑥予算決算委員会45人(委員は議長を除く全議員)
長野県飯田市 (23人)	①総務文教委員会 11人 ②社会委員会 11人 ③産業経済委員会11人 ④建設環境委員会 10人  (議員は2常任委員会に所属するが、議長は委員とならず、副議長及び監査委員は1つの常任委員会のみに所属する。)